

3

災害時要援護者支援制度
が始まります

Support

災

害時要援護者支援制度とは、一人暮らしの高齢者や障がいのある方など、災害が起きたときに手助けを必要とする方に対して、校区・自治会・自主防災会・民生児童委員・近所の方など地域が連携して支援する制度です。

■対象者

- ① 要介護（3・4・5）の方
- ② 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
- ③ 療育手帳（A）の交付を受けている方
- ④ 精神保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- ⑤ 高齢者（65歳以上の一人暮らし、および65歳以上のみの世帯）の方
- ⑥ その他支援を必要とする方



● 災害時要援護者避難訓練の様子（愛知県・田原市津波・地震防災訓練）

◆まずは台帳への登録を

災害時要援護者台帳に登録すると、その台帳は地域の中で、日ごろの見守りや災害時の避難支援に役立てられます。台帳には、住所や氏名、緊急時の連絡先、地域支援者などを記入。台帳の管理は市で行い、校区・自治会などの関係者以外に、その情報を提供することはありません。

台帳登録申請書は、10月に対象者に送付していますが、市役所・赤羽根市民センター・渥美支所でも配布しています。なお、本人の同意があれば、申請書の記入・提出は、代行の方（家族、親類、地域支援者、民生・児童委員、ケアマネージャー、障害者相談支援専門員など）でもできます。必要事項を記入し、3か所の配布場所に直接お持ちください。

※対象者以外でも手助けが必要な方はどなたでも登録できます。詳しくはお問い合わせください。

▼地域福祉課

☎ 23局 3512 FAX 23局 3545

4

市民評価（外部評価）を
試行しました

Evaluation

田

原市では、行政の透明性の向上を図ることを目的に、市民および外部の方が、事務事業の予算が目的どおり有効に活用されているかを客観的に判定する、市民評価（外部評価）を9月に試行しました。職員が行う事務事業評価（内部評価）と比較検証し、事業改善に役立てるものです。

市民評価委員は、学識経験者と公募した市民を含む5名で構成されています。3事業が評価され、意見や改善点の指摘などがありました。

市民評価の結果は、平成25年度の予算編成の際に活用します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



● 田原市情報センター

事務事業名	主な評価コメント
福祉センター運営事業（田原・赤羽根・渥美）	◆ 利用に関して、サービスが理解されているかなど、普段利用されない方の声も聞きながら、事業の改善に向け取り組んでほしい。 ◆ 指定管理者制度の理解と認識が不十分。民間のノウハウを活用し、最大のサービスを供給するために、民間の何を引き出し、どう展開してほしいのか検討が必要。
情報センター管理運営事業	◆ より求められるサービス提供のため、市民が日常利用する情報端末などの利活用を促すサービスにシフトすべきではないか。 ◆ パソコン教室は、民間事業所や市民活動団体が担っても良いのでは。 ◆ 第3者を交えた評価を行い、事業のあり方をチェックし改善すべき。
緑花まつり（緑化推進事業）	◆ 市民が自らの地域をよくする担い手として育つプログラムを含んだイベントにしていく必要がある。 ◆ 緑の多い街のため、市民が緑化に目を向け、自発的に取り組む自覚が持ちづらい。これからは、市側の戦略性が求められる。

▼政策推進課

☎ 23局 3507 FAX 23局 0669

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>